

第 8 3 期

事 業 報 告 書

2020年 4 月 1 日から

2021年 3 月 31 日まで

松本油脂製薬株式会社

# 第 83 期 事 業 報 告

[ 2020年4月1日から  
2021年3月31日まで ]

## I 企業集団の現況に関する事項

### 1. 事業の経過及びその成果

当連結会計年度におけるわが国経済は、米中貿易摩擦の長期化に加え、新型コロナウイルス感染症拡大に伴う国内外の経済活動の停滞や縮小により、景気は急速に悪化しました。感染症対策として各国が実施した渡航制限、都市封鎖の影響、さらにはウイルス変異株による感染の再拡大により、依然として先行き不透明な状況が続いております。

国内では、顧客における生産活動は回復基調にありますが、依然自粛ムードを引きずり、全体としては十分な回復には至っておりません。海外では、2020年の初めから新型コロナウイルス感染症による世界経済悪化の影響を受けたため、各地での顧客における生産量の大幅減少や生産の一時停止、さらにはロックダウンによる物流機能の停滞等がありました。期の終盤においては、大幅な回復が見られたものの、全体としては減収となりました。

このような状況下、当社グループでは、引き続き高品質で価格競争力のある製品の開発に取り組むとともに、新規顧客・用途開拓活動の推進により収益の維持・向上を進めてまいりました。

以上の結果、当連結会計年度における当社グループの業績は、売上高29,605百万円(前年同期比5.7%減)、営業利益3,945百万円(前年同期比17.0%減)、経常利益4,809百万円(前年同期比11.7%減)、親会社株主に帰属する当期純利益3,433百万円(前年同期比11.7%減)となりました。

・部門別の業績は、次のとおりであります。

- ① 界面活性剤部門における当連結会計年度の売上高は21,772百万円(前年同期比3.2%減)、営業利益は2,881百万円(前年同期比15.0%減)となりました。

陰イオン界面活性剤の分野におきましては、国内繊維産業は、徐々に生産を再開しているものの、十分な回復には至っておりません。海外向けでは、繊維工業分野は堅調でしたが、非繊維工業分野の販売不振もあり、外部顧客に対する売上高は2,866百万円(前年同期比9.9%減)となりました。

非イオン界面活性剤の分野におきましては、国内では衣料分野向けの販売が減少し、カーシートなどの自動車資材での回復が見られたものの、落ち込みをカバーすることはできませんでした。非繊維工業分野では、洗剤向けが好調に推移しました。海外向けでは、繊維工業分野が好調でしたが、外部顧客に対する売上高は17,922百万円（前年同期比2.3%減）となりました。

陽・両性イオン界面活性剤の分野におきましては、国内の繊維衣料用加工剤の販売は減少しましたが、家庭用洗剤向けが伸長し外部顧客に対する売上高は983百万円（前年同期比2.2%増）となりました。

- ② その他部門における当連結会計年度の売上高は7,832百万円（前年同期比12.0%減）、営業利益は1,064百万円（前年同期比21.8%減）となりました。

高分子・無機製品等の分野におきましては、繊維工業関連では、衣料の国内生産が2020年初頭より悪化し、ゴールデンウィーク以降に大きく減少しました。非繊維工業関連では、主用途である自動車関連の需要が、期の終盤に回復したものの前年を下回る販売となりました。設備投資関連資材は、一部製品の終売により販売縮小となりました。その結果、外部顧客に対する売上高は7,832百万円（前年同期比12.0%減）となりました。

## 2. 対処すべき課題

世界経済の見通しは、新型コロナウイルスの感染再拡大の影響により、ワクチン接種効果による景気回復が期待されるものの、依然として不透明な状態が続いております。日本でも感染拡大が継続するなかで、一定の経済活動抑制を余儀なくされることが予想され、回復基調であった経済環境の停滞・悪化が懸念されております。

このような状況下、当社グループといたしましては、ポストコロナを見据えつつ、今後も引き続き経営基盤の強化に取り組んでまいります。また、競争力のあつた新製品の開発、販路の拡大、製品の安定供給体制の維持、社内の合理化により全社一丸となり業績の拡充と収益率の向上に努める所存でございます。

ここ数年、生産設備の増強に努めてまいりましたが、その有効活用と既存設備の見直しを引き続き展開してまいりたいと考えております。

また研究開発につきましては、付加価値のより高い新素材・新用途の開発を行っておりますが、今後とも社会情勢の変化に対応すべく適材適所で機動的に事業の運営を図ってまいりたいと考えております。

株主各位におかれましては、今後ともより一層のご理解とご支援を賜りますようお願い申し上げます。

### 3. 設備投資及び資金調達の状況

- (1) 当連結会計年度の設備投資総額は483百万円でありましたが、その主なものは、本社工場及び静岡工場における生産設備の更新、増設であります。
- (2) 上記の設備投資資金は、いずれも自己資金によってまかなっております。

### 4. 財産及び損益の状況の推移

(単位：百万円)

区 分	第 80 期 〔2017年4月1日から 2018年3月31日まで〕	第 81 期 〔2018年4月1日から 2019年3月31日まで〕	第 82 期 〔2019年4月1日から 2020年3月31日まで〕	第83期（当期） 〔2020年4月1日から 2021年3月31日まで〕
売 上 高	32,112	32,803	31,393	29,605
経 常 利 益	5,825	6,397	5,448	4,809
親会社株主に帰属する当期純利益	3,830	4,534	3,888	3,433
1株当たり当期純利益	1,183円38銭	1,401円19銭	1,201円59銭	1,060円99銭
純 資 産	49,677	52,867	55,010	58,343
総 資 産	60,093	63,070	64,706	68,650

(注) 1株当たり当期純利益は、期中平均発行済株式総数に基づき算出しております。

### 5. 重要な親会社及び子会社の状況

#### (1) 子会社等の状況

当期の連結対象は株式会社マツモトユシ・インドネシア 1社で、当社の議決権比率は65%であります。持分法適用会社は日本クエーカー・ケミカル株式会社、他 1社であります。

#### (2) 事業年度末日における特定完全子会社の状況

該当事項はありません。

#### (3) その他

松本興産株式会社は当社の議決権を21.3%所有しており、当社は同社の関連会社であります。

## 6. 主要な事業内容

品 目		用 途	主 要 製 品
界 面 活 性 剤 部 門	陰イオン界面活性剤	織 維 工 業 農 薬 工 業 ゴ ム 工 業 洗 剤 工 業	化合繊紡糸紡績油剤、チーズ用柔軟平滑剤 農薬防疫用乳化剤 防着、離型剤 食器、食品洗浄剤
	非イオン界面活性剤	織 維 工 業 鉄 鋼 金 属 工 業 製 缶 工 業 樹 脂 工 業 香 粧 品 工 業 公 害 防 止 産 業	化合繊紡糸紡績油剤、コーニングオイル、フィラメント 織布用経糸油剤、精練洗浄剤、染色助剤 圧延油、作動油、金属洗浄剤 成型用油剤 合成樹脂用練込帯電防止剤 乳化剤 流出油処理剤
	陽・両性イオン界面活性剤	織 維 工 業 樹 脂 工 業 香 粧 品 工 業	柔軟仕上剤、チーズ用柔軟平滑剤、永久通気性撥水剤 合成樹脂用帯電防止剤 洗剤原料
そ の 他 部 門	高分子・無機製品	織 維 工 業 建 材 工 業 機 械 工 業 電機・機械工業 自 動 車 産 業 印 刷 工 業 香 粧 品 工 業 エレクトロニクス産業	経糸用糊剤、風合改良剤、繊維加工剤 壁材用接着補強剤、軽量化充填剤 合成ダイヤモンド 磁性流体 軽量化剤 インキ、塗料加工剤 触感向上剤、紫外線防止剤 感熱用薬剤、電池用多孔化剤
		仕 入 商 品	建 材 工 業 織 維 工 業

## 7. 主要な営業所及び工場

### (1) 当 社

営 業 所	大阪営業所	東京営業所
工 場	本社製造部門	静岡製造部（袋井市） 大阪製造部（高石市）

### (2) 子会社

工 場	インドネシア工場
-----	----------

## 8. 従業員の状況

区 分	従 業 員 数	前連結会計年度末比増減
合 計	472名	1名減

## 9. 主要な借入先

該当事項はありません。

## II 会社の株式に関する事項

1. 発行済株式総数 3,235,872株（自己株式1,276,779株を除く。）
2. 株 主 数 694名
3. 大 株 主

株 主 名	持 株 数	持 株 比 率
松 本 興 産 株 式 会 社	687,756株	21.25%
松 栄 産 業 株 式 会 社	320,569	9.91
THE HONGKONG AND SHANGHAI BANKING CORPORATION LTD - SINGAPORE BRANCH PRIVATE BANKING DIVISION CLIENT A/C 8221-563114	263,788	8.15
有 限 会 社 木 村	207,900	6.42
株 式 会 社 三 菱 U F J 銀 行	135,480	4.19
木 村 直 樹	133,247	4.12
鱒 洲 み よ 子	123,438	3.81
松 本 新 太 郎	123,290	3.81
木 村 芳 樹	93,328	2.88
第 一 生 命 保 険 株 式 会 社	80,000	2.47

(注) 持株比率は、自己株式を控除して計算しております。

### Ⅲ 会社役員に関する事項

#### 1. 取締役及び監査役の氏名等

会社における地位	氏 名	担当及び重要な兼職の状況
代表取締役社長	木村直樹	松本興産株式会社代表取締役社長
代表取締役専務	山田正幸	管理本部長兼管理部長
専務取締役	久下修平	技術生産本部長兼技術部長
専務取締役	岡田幸久	営業本部長兼輸出部長
取締役	柴野道宏	技術生産本部副本部長(繊維部門担当)兼合弁事業室長
取締役	橘興林	営業本部副本部長
取締役	柳田登	
常勤監査役	山根紳一郎	
監査役	三嶋孝司	
監査役	叶智加羅	叶法律事務所代表 株式会社大森屋監査役
監査役	西本清一	地方独立行政法人京都市産業技術研究所理事長 公益財団法人京都高度技術研究所理事長

(注) 1. 当期中の異動

- 2020年6月26日開催の第82回定時株主総会において、矢野真剛氏は任期満了により取締役を退任いたしました。
2. 取締役柳田登氏は社外取締役であります。  
なお、取締役柳田登氏につきましては、株式会社東京証券取引所に対し、独立役員として届け出ております。
3. 監査役三嶋孝司氏、監査役叶智加羅氏、監査役西本清一氏の各氏は社外監査役であります。  
なお、監査役三嶋孝司氏、監査役西本清一氏の両氏につきましては、株式会社東京証券取引所に対し、独立役員として届け出ております。

#### 2. 責任限定契約の内容の概要

当社は、取締役（業務執行取締役等であるものを除く。）及び監査役全員と会社法第423条第1項の賠償責任を限定する契約を締結しており、当該契約に基づく賠償責任限度額は、会社法第425条第1項に定める額としております。

### 3. 当該年度に係る取締役及び監査役の報酬等

#### (1) 取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針に関する事項

当社は、取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針を取締役会にて決議しております。取締役の報酬の決定に際しては、企業価値の持続的な向上を図るため、各職責を踏まえた適正な水準とすることを基本方針としております。具体的には、業務執行取締役及び監督機能を担う社外取締役の報酬は、いずれも基本報酬のみであり、月額支給の固定報酬制としております。その額につきましては、役位、職責、在任年数に応じて、他社水準、当社の業績、従業員給与の水準等を考慮しながら、総合的に勘案して決定するものとしております。

#### (2) 取締役及び監査役の報酬等についての株主総会の決議に関する事項

取締役及び監査役の報酬の額は、1991年6月28日開催の第53回定時株主総会において、取締役の年間報酬総額の上限を375百万円以内（ただし、使用人兼務取締役の使用人分給与は含まない）、監査役の年間報酬総額の上限を75百万円として、決議しております。なお、当該定時株主総会終結時点の取締役の員数は9名、監査役の員数は2名となっております。

#### (3) 取締役の個人別の報酬等の内容の決定に係る委任に関する事項

個人別の報酬額につきましては、取締役会決議にもとづき、代表取締役社長木村直樹がその具体的内容について委任を受けており、その権限の内容は、各取締役の基本報酬の額であります。当該権限を委任した理由は、当社全体の業績を俯瞰しつつ各取締役の担当事業の評価を行うには代表取締役社長が最も適しているからであります。取締役会は、当該権限が客観性、公正性、透明性が確保された状態で行使されていることを確認しており、その内容が決定方針に沿うものであると判断しております。

#### (4) 取締役及び監査役の報酬等の額

役員区分	報酬等の総額	報酬等の種類別の総額			対象となる役員の員数
		固定報酬	業績連動報酬等	退職慰労金	
取締役 (うち社外取締役)	164百万円 (9百万円)	164百万円 (9百万円)	—	—	8名 (1名)
監査役 (うち社外監査役)	33百万円 (19百万円)	33百万円 (19百万円)	—	—	4名 (3名)
合計	197百万円	197百万円	—	—	12名

(注) 取締役の報酬には、使用人兼務取締役の使用人分給与は含まれておりません。



#### 4. 社外役員に関する事項

##### (1) 重要な兼職先と当社との関係

監査役叶智加羅氏は、叶法律事務所の代表及び株式会社大森屋の監査役であります。当社は、株式会社大森屋とは特別の関係はありませんが、叶法律事務所との間には法律顧問契約があります。

監査役西本清一氏は、地方独立行政法人京都市産業技術研究所理事長及び公益財団法人京都高度技術研究所理事長であります。当社は、両研究所とは特別の関係はありません。

##### (2) 当事業年度における活動状況

###### イ. 取締役会及び監査役会の出席状況

	取締役会( 13回開催)		監査役会( 14回開催)	
	出席回数	出席率	出席回数	出席率
取締役 柳田 登	13回	100%		
監査役 三嶋孝司	13回	100%	14回	100%
監査役 叶 智加羅	12回	92.3%	13回	92.9%
監査役 西本清一	13回	100%	14回	100%

###### ロ. 取締役会及び監査役会における発言状況

- ・取締役柳田登氏は、企業経営者として培われた幅広い知識と経験に基づき、取締役会において議案の審査等に関して適宜発言を行っています。
- ・監査役三嶋孝司氏は、企業経営者として培われた幅広い知識と経験に基づき、取締役会及び監査役会において議案の審査等に関して適宜発言を行っています。
- ・監査役叶智加羅氏は、弁護士としての見識に基づき、取締役会及び監査役会において議案の審査等に関して適宜発言を行っています。
- ・監査役西本清一氏は、化学分野におけるその高度な専門知識と幅広い知見に基づき、取締役会及び監査役会において議案の審査等に関して適宜発言を行っています。

###### ハ. 社外取締役が果たすことが期待される役割に関して行った職務の概要

- ・取締役柳田登氏は、国内外において化学品事業の企業経営に長年携わってこられた幅広い知識と経験を活かし、取締役会において客観的な立場から、助言・提言を行っており、取締役会の機能強化および当社経営の監督に適切な役割を果たしています。

#### IV 会計監査人の状況

##### 1. 会計監査人の名称

清稜監査法人

##### 2. 当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額

① 当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額	19百万円
② 当社及び子会社が会計監査人に支払うべき金銭その他の財務上の利益の合計額	19百万円

- (注) 1. 会計監査人の報酬等について監査役会が同意した理由は、日本監査役協会が公表する「会計監査人との連携に関する実務指針」を踏まえ、過年度の監査計画における監査項目別、階層別監査時間の実績及び報酬額の妥当性を検討した結果、会計監査人の報酬等について会社法第399条第1項の同意を行っております。
2. 当社と会計監査人との間の監査契約において会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬の額を区別しておりませんので、上記の金額には金融商品取引法に基づく報酬等の額を含めております。
3. 当社は、会計監査人に対して、公認会計士法第2条第1項の業務以外の業務である英文財務諸表作成に関する助言等についての対価を支払っております。

##### 3. 子会社の監査に関する事項

I 企業集団の現況に関する事項 5. 重要な親会社及び子会社の状況に記載の当社の重要な子会社である株式会社マツモトユシ・インドネシアについては、当社の会計監査人以外の監査法人の監査を受けております。

##### 4. 会計監査人の解任又は不再任の決定の方針

当社では、会計監査人が会社法第340条第1項各号に定める事項に該当すると認められる場合は、監査役全員の同意に基づき監査役会が、会計監査人を解任いたします。解任後最初に招集される株主総会において、会計監査人を解任した旨と解任した理由を報告いたします。

なお、監査役会は会計監査人の継続監査年数等を勘案しまして、再任もしくは不再任の決定をいたします。

#### V 業務の適正を確保するための体制及び運用状況の概要

##### 1. 取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

取締役及び使用人が、法令、定款、社内規程及び社会規範を遵守すべき基本として「松本油脂製薬グループ企業行動規範」を制定し、コンプライアンスを徹底する体制を構築する。コンプライアンス担当取締役は、全社横断的なコンプライアンス体制の整備及び問題点の把握・改善に努める。

2. 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制  
当社は、法令及び「文書管理規程」に従い、取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理を行い、必要に応じて閲覧可能な状態を維持する。
3. 損失の危険の管理に関する規程その他の体制
  - (1) 当社グループのリスク管理については「リスク管理規程」に基づき、松本油脂製菓グループの横断的なリスクマネジメント体制の整備、問題点の把握及び危機発生時の対応を行う。
  - (2) 当社グループ全体の組織横断的リスクへの対応は、当社代表取締役社長を本部長として対策本部を設置し、管理部を事務局として迅速な対応を行い、損害の拡大を防止しこれを最小限にとどめる。各部門所轄業務に附属するリスクは担当部門がこれにあたり、その状況はすべて取締役会・監査役会及び管理部に報告される。
4. 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制  
取締役の職務の執行については、「組織・業務分掌規程」及び「職務権限規程」に基づいて、月1回開催される取締役会において決定する。また、必要に応じて臨時取締役会及び代表取締役との打合わせ、並びに取締役を横断する連絡会議において審議し、意思決定のプロセスの効率化・迅速化を図るとともに、定期的な運用状況を検証する体制をとる。
5. 当会社及び子会社からなる企業集団における業務の適正を確保するための体制  
当社グループの業務の適正については、法令・会計原則・税法その他の社会規範に照らし適正なものとし、子会社を担当する取締役は、子会社の法令の遵守並びにリスク管理体制を構築する責任を持つ。子会社は、業務推進状況及び地域社会の様相について随時子会社を担当する取締役に報告し、意思の疎通を図る。
6. 監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する体制並びにその使用人の取締役からの独立性に関する事項  
補助する使用人は置かないが、監査役 of 職務を補助すべき組織として、管理部がこれを担当する。  
なお、補助業務に関しては取締役からの独立性を確保する。

7. 取締役及び使用人が監査役会に報告するための体制その他の監査役会への報告に関する体制
  - (1) 当社グループの取締役及び使用人は当社グループの目的の範囲外の行為その他法令もしくは定款に違反する行為、または著しい損害の生じるおそれのある事実を発見した時は、直ちに監査役会に報告する。  
なお、使用人にあつては取締役を経由して報告するものとする。
  - (2) 監査役への報告を行った取締役及び使用人に対し、当該報告をしたことを理由として、不利な取扱いを行うことを禁止し、その旨を周知する。
  - (3) 監査役がその職務の執行について、会社法第388条に基づく費用の前払い等の請求を行った時は、速やかに当該費用または債務を処理する。
  
8. その他監査役会の監査が実効的に行われることを確保するための体制
  - (1) 監査役は、重要な意思決定のプロセスや業務の執行状況を把握するため、取締役会及び経営会議等重要な会議に出席するとともに、稟議書等業務執行に係わる重要な文書を閲覧し、取締役及び使用人に説明を求めることができる。
  - (2) 監査役会による取締役及び使用人から情報収集の機会及び監査法人との情報交換の機会を確保する。

上記業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要は、上記に掲げた内部統制システムの施策及び規程に従い、具体的な取組みを行うとともに、内部統制システムの運用状況について重要な不備がないかモニタリングを常時行っております。また、管理部及び内部監査担当者が中心となり、当社の各部門に対して、内部統制システムの重要性和コンプライアンスに対する意識づけを行い、当社全体を統括、推進させています。

## VI 株式会社の支配に関する基本方針

1. 当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針  
当社は、安定的かつ持続的な企業価値の向上が当社の経営にとって最優先課題と考え、その実現に日々努めております。したがって、当社は、当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者は、当社の経営理念、企業価値の様々な源泉及び当社を支えるステークホルダーとの信頼関係を十分に理解し、当社の企業価値ひいては株主の皆様との共同の利益を中長期的に確保・向上させる者でなければならないと考えております。

上場会社である当社の株式は、株主及び投資家の皆様による自由な取引に委ねられているため、当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方は、最終的には株主の皆様のご意思に基づき決定されることを基本としており、会社の支配権の移転を伴う大量の買付けに応じるか否かの判断も、最終的には株主の皆様全体の意思に基づき行われるべきものと考えております。また、当社は、当社株券等の大量の買付けであっても、当社の企業価値ひいては株主の皆様の共同の利益に資するものであればこれを否定するものではありません。

しかしながら、事前に当社取締役会の賛同を得ずに行われる株券等の大量の買付けの中には、その目的等から見て企業価値ひいては株主の皆様の共同の利益に対する明白な侵害をもたらすもの、株主の皆様には株式の売却を事実上強制するおそれがあるもの、当社取締役会が代替案を提案するための必要十分な時間や情報を提供しないもの、当社が買取者の提示した条件よりも有利な条件をもたらすために買取者との協議・交渉を必要とするものなど、当社の企業価値ひいては株主の皆様の共同の利益を毀損するおそれをもたらすものも想定されます。

当社は、このような当社の企業価値や株主の皆様の共同の利益に資さない大量の買付けを行う者が、当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者として不適切であり、このような者による株券等の大量の買付けに対しては、必要かつ相当な対抗措置を採ることにより、当社の企業価値ひいては株主の皆様の共同の利益を確保する必要があると考えております。

## 2. 当社の基本方針の実現に資する特別な取組み

### (1) 当社の企業価値の源泉

当社は1926年の創業以来、界面活性剤メーカーとして紡糸・紡績油剤から糊付け、染色、最終仕上げ加工まで繊維産業のすべての生産工程に係わる薬剤を提供し、繊維産業の発展に大きく貢献してまいりました。

また、一般工業分野においても、長年蓄えてきた界面科学の技術を駆使して、様々な機能性工業薬品を開発し、多様な産業分野への市場開拓に力を注いでまいりました。

当社は、このような当社の企業価値の源泉は、①繊維産業のグローバル化に伴う新たな市場を開拓する力、②炭素繊維やアラミド繊維あるいは生分解性繊維等スーパー繊維といわれる先端技術への対応力や繊維産業向けの薬剤の高機能化に伴う技術開発力、③マイクロカプセル・マイクロビーズ等の超微粒子の分野において当社が占める高いマーケットシェア、④用途開発が進む一般工業用の界面活性剤・高分子製品の技術開発力及び⑤IS09001及びIS014001により運用される生産体制や品質保証体制など、創業以来培ってまいりました有形無形の財産に加えて、お取引先様、お得意先様、当社従業員等との長年に亘る信頼関係の維持等にあるものと考えております。

## (2) 企業価値向上のための取組み

当社は、企業価値向上のための取組みといたしまして、当社の社是「顧客には良品廉価で満足を」が示すように、多様化するお取引先様、お得意様のニーズをいち早くとらえ、新たな価値ある製品をご提供できるよう豊富なスタッフによる研究開発・製造に努めてまいります。また、当社は界面活性剤分野のみならず、高分子分野におきましても独自の技術開発を行うことにより現在の地位を築いてまいりましたが、今後も技術開発力を高めていくことにより、海外顧客層の拡大を図り、グローバル経済への対応力を強化してまいります。さらに、当社及び当社グループの事業構成とその方向性を明確にし、選択と集中により経営資源の配分見直しを継続的に進め、資本効率を高める事業投資、設備投資を行い、将来に亘って拡大・発展させる布石を着実に打つことにより、今後の収益基盤の一層の安定と確立に努めてまいります。

海外におきましては、成長市場である中国・インド等での拡販に重点課題として取り組むとともに、北米やヨーロッパにおいても積極的な展開を図ってまいります。

当社は、業績の伸びに応じて株主利益の増大を図ることを利益配分の基本方針とし、剰余金の配当を行っております。また、内部留保資金につきましては、企業体質の強化と将来の事業展開に備えて活用してまいります。

さらに、当社は、社会的責任への取組み強化も積極的に推進してまいります。法令遵守や企業倫理の一層の浸透に努めるとともに、社会的責任に対する真摯な姿勢・誠実な対応がお取引先様、お得意先様から信頼される会社であるための要件であることを自覚し、界面活性剤メーカーとして常に付加価値をお届けする研究開発及び品質保証体制の強化に努めてまいります。これらに加え、環境マネジメントの推進、コンプライアンス体制の確立、リスクマネジメント等の充実にも鋭意努力してまいります。コーポレート・ガバナンスにつきましては、意思決定のスピードアップと活力のある組織運営に努めており、1999年より変化する経営環境に迅速かつ緊張感を持って対応するため取締役の任期を1年としております。

今後とも界面活性剤メーカーとして安全で高品質な製品を提供することは勿論のこと、お取引先様、お得意先様に信頼され多様化するニーズに対応できる分野を開拓し、さらなる事業拡大と業績向上に向けて一層の努力を重ねてまいります。

当社は、これらの取組みが、当社の企業価値ひいては株主の皆様の共同の利益の確保・向上につながるものと考えております。

3. 基本方針に照らして不適切な者によって当社の財務及び事業の方針の決定が支配されることを防止するための取組み

当社取締役会は、基本方針に照らし、不適切な者によって当社の財務及び事業の方針の決定が支配されることを防止するための取組みの一つとして、当社株券等の大量な買付けを行う際の一定のルールを設ける必要があると考えました。

そこで、当社は、2008年5月16日開催の当社取締役会において、第70回定時株主総会において株主の皆様にご承認いただくことを効力発生の条件として、当社株券等の大量買付行為への対応策（買収防衛策）を導入し、その後、第73回定時株主総会、第76回定時株主総会及び第79回定時株主総会において、それぞれ株主の皆様のご承認に基づき一部変更の上当該対応策を継続いたしました（以下、当該一部変更後の当社株券等の大量買付行為への対応策（買収防衛策）を「本プラン」といいます。）本プランの有効期限は、2020年6月に開催の当社第82回定時株主総会の終了の時までとなっております。

当社は本プランの継続後も、買収防衛策をめぐる社会環境等の動向を踏まえ、当社の企業価値の向上ひいては株主の皆様様の共同の利益の確保・向上のための当社の取組みについて引き続き検討を行ってまいりましたが、当社取締役会において、第82回定時株主総会において株主の皆様のご承認が得られることを有効発生の条件として、本プランを継続することを決議し、第82回定時株主総会において株主の皆様にご承認いただいております。

4. 上記の各取組みに対する当社取締役会の判断及びその理由

(1) 基本方針の実現に資する特別な取組み（上記2.）について

上記2.「当社の基本方針の実現に資する特別な取組み」に記載した各取組みは、当社の企業価値ひいては株主の皆様様の共同の利益を継続的かつ持続的に確保・向上させるための具体的な取組みとして策定されたものであり、基本方針の実現に資するものです。

したがって、これらの各取組みは、基本方針に沿い、当社の株主の皆様様の共同の利益を損なうものではなく、当社の会社社員の地位の維持を目的とするものではありません。

(2) 基本方針に照らして不適切な者によって当社の財務及び事業の方針の決定が支配されることを防止するための取組み（上記3.）について

イ. 当該取組みが基本方針に沿うものであること

本プランは、当社株券等に対する大量買付行為が行われる際に、当該大量買付行為に応じるべきか否かを株主の皆様が判断し、あるいは当社取締役会が代替案を提案するために必要十分な情報や時間を確保したり、株主の皆様のために大量買付者等と交渉を行うことなどを可能とすることにより、当社の企業価値ひいては株主の皆様の共同の利益を確保するための取組みであり、基本方針に沿うものであります。

ロ. 当該取組みが当社の株主の皆様の共同の利益を損なうものではなく、また、当社の会社役員の地位の維持を目的とするものではないこと

当社は、以下の理由により、本プランは、当社の株主の皆様の共同の利益を損なうものではなく、当社の会社役員の地位の維持を目的とするものではないと考えております。

i) 買収防衛策に関する指針等を充足していること

本プランは、経済産業省及び法務省が2005年5月27日付で公表した「企業価値・株主共同の利益の確保又は向上のための買収防衛策に関する指針」において定められた①企業価値・株主共同の利益の確保・向上の原則、②事前開示・株主意思の原則、③必要性・相当性の原則の三原則を完全に充足し、また、株式会社東京証券取引所の「有価証券上場規程」第440条（買収防衛策の導入に係る遵守事項）の趣旨に合致したものです。さらに、本プランは、企業価値研究会が2008年6月30日付で公表した「近時の諸環境の変化を踏まえた買収防衛策の在り方」の趣旨を踏まえた内容になっており、合理性を有するものであります。

ii) 株主の皆様の意思の重視と情報開示

当社は、株主の皆様にご承認いただくことを条件として買収防衛策を導入し、また定時株主総会における株主の皆様のご承認を本プランの継続の条件としており、本プランには株主の皆様の意思が反映されるものとなっております。

本プランの有効期間満了前であっても、当社株主総会において、本プランを廃止する旨の決議が行われた場合には、本プランはその時点で廃止されることになっており、本プランは、その廃止においても、株主の皆様の意思を尊重した形になっております。

さらに、これらに加えて、当社取締役会は、実務上適切であると判断する場合または独立委員会からの勧告があった場合には、株主総会を開催し、対抗措置の発動の是非についても、株主の皆様の意思を確認することとされており、株主の皆様の意思が反映されます。



また、株主の皆様、本プランの廃止等の判断、大量買付行為に応じて当社株式の売却を行うか否かについての判断及び対抗措置の発動の是非を判断する株主総会における議決権行使等の際の意思形成を適切に行っていたために、当社取締役会は、大量買付情報その他大量買付者から提供を受けた情報を株主の皆様へ当社取締役会が適当と認める時期及び方法により開示することとしております。

iii) 当社取締役会の恣意的判断を排除するための仕組み

① 独立性の高い社外者の判断の重視

当社は、本プランの導入にあたり、取締役会の恣意的判断を排除するために、引き続き、独立委員会を設置しております。

当社に対して大量買付行為がなされた場合には、独立委員会が、大量買付行為に対する対抗措置の発動の是非等について審議・検討した上で当社取締役会に対して勧告し、当社取締役会は当該勧告を最大限尊重して決議を行うこととされており、当社取締役会の恣意的判断に基づく対抗措置の発動を可及的に排除することができる仕組みが確保されています。

② 合理的な客観的要件の設定

本プランは、大量買付者が、本プランにおいて定められた大量買付ルールを遵守しない場合又は大量買付者が、当社の企業価値を著しく損なう場合として合理的かつ詳細に定められた客観的要件を充足した場合のみ発動することとされており、この点においても、当社取締役会による恣意的な対抗措置の発動を可及的に排除する仕組みが確保されているものといえます。

さらに、当社取締役会が株主総会の開催を決定した場合には、対抗措置の発動の是非の決定は当社株主総会の決議に委ねられ、この点においても、当社取締役会による恣意的な対抗措置の発動を可及的に排除する仕組みが確保されているものといえます。

iv) デッドハンド型やスローハンド型買収防衛策ではないこと

本プランは、当社取締役会により廃止することができるものとされていることから、デッドハンド型買収防衛策（取締役会の構成員の過半数を交替させてもなお、発動を阻止できない買収防衛策）ではありません。また、当社の取締役の任期は1年となっており、期差任期制ではないため、本プランはスローハンド型買収防衛策（取締役会の構成員の交替を一度に行うことができないため、その発動を阻止するのに時間を要する買収防衛策）でもありません。

# 連結貸借対照表

(2021年3月31日現在)

(単位：百万円)

資 産 の 部		負 債 の 部	
流 動 資 産	53,079	流 動 負 債	9,056
現金及び預金	36,558	買掛金	6,666
受取手形及び売掛金	8,214	未払金	1,285
電子記録債権	200	未払法人税等	717
有価証券	3,928	賞与引当金	321
たな卸資産	3,318	その他	65
その他	862	固 定 負 債	1,249
貸倒引当金	△3	退職給付に係る負債	973
固 定 資 産	15,571	資産除去債務	110
有形固定資産	6,747	繰延税金負債	91
建物及び構築物	2,842	その他	74
機械装置及び運搬具	3,207	負 債 合 計	10,306
土地	528	純 資 産 の 部	
建設仮勘定	24	株 主 資 本	56,814
その他	143	資本金	6,090
無形固定資産	42	資本剰余金	6,518
投資その他の資産	8,781	利益剰余金	51,529
投資有価証券	7,908	自己株式	△7,322
繰延税金資産	1	その他の包括利益累計額	1,386
保険積立金	631	その他有価証券	1,506
その他	246	評価差額金	△164
貸倒引当金	△6	為替換算調整勘定	44
		退職給付に係る	調整累計額
		非支配株主持分	142
		純 資 産 合 計	58,343
資 産 合 計	68,650	負 債 及 び 純 資 産 合 計	68,650

# 連結損益計算書

〔 2020年4月1日から  
2021年3月31日まで 〕

(単位：百万円)

科 目	内 訳 金 額	金 額
売 上 高		29,605
売 上 原 価		21,991
売 上 総 利 益		7,614
販 売 費 及 び 一 般 管 理 費		3,668
営 業 利 益		3,945
営 業 外 収 益		
受 取 利 息	18	
受 取 配 当 金	116	
持 分 法 に よ る 投 資 利 益	160	
為 替 差 益	330	
助 成 金 収 入	103	
そ の 他	147	877
営 業 外 費 用		
支 払 利 息	0	
そ の 他	13	13
経 常 利 益		4,809
特 別 利 益		
固 定 資 産 売 却 益	0	
補 助 金 収 入	190	191
特 別 損 失		
固 定 資 産 除 却 損	10	
固 定 資 産 圧 縮 損	187	198
税 金 等 調 整 前 当 期 純 利 益		4,803
法 人 税、住 民 税 及 び 事 業 税	1,380	
法 人 税 等 調 整 額	△21	1,358
当 期 純 利 益		3,444
非 支 配 株 主 に 帰 属 す る 当 期 純 利 益		11
親 会 社 株 主 に 帰 属 す る 当 期 純 利 益		3,433

## 連結株主資本等変動計算書

〔 2020年4月1日から  
2021年3月31日まで 〕

(単位：百万円)

	株 主 資 本				
	資 本 金	資本剰余金	利益剰余金	自 己 株 式	株主資本合計
当 期 首 残 高	6,090	6,518	49,066	△7,321	54,353
当 期 変 動 額					
剰余金の配当			△970		△970
親会社株主に帰属する当期純利益			3,433		3,433
自己株式の取得				△1	△1
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）					
当 期 変 動 額 合 計	—	—	2,462	△1	2,461
当 期 末 残 高	6,090	6,518	51,529	△7,322	56,814

(単位：百万円)

	その他の包括利益累計額				非支配株主持分	純資産合計
	その他有価証券 評価差額金	為替換算調整勘定	退職給付に係る調整累計額	その他の包括 利益累計額合計		
当 期 首 残 高	650	△154	6	502	154	55,010
当 期 変 動 額						
剰余金の配当						△970
親会社株主に帰属する当期純利益						3,433
自己株式の取得						△1
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）	856	△10	38	883	△11	872
当 期 変 動 額 合 計	856	△10	38	883	△11	3,333
当 期 末 残 高	1,506	△164	44	1,386	142	58,343

## 連結注記表

(連結計算書類の作成のための基本となる重要な事項に関する注記等)

### 1. 連結の範囲に関する事項

連結子会社の数及び連結子会社の名称

連結子会社の数 1社

連結子会社の名称：株式会社マツモトユシ・インドネシア

### 2. 持分法の適用に関する事項

(1) 持分法を適用した関連会社の数及び関連会社の名称

持分法を適用した関連会社の数 2社

関連会社の名称：日本クエーカー・ケミカル株式会社

立松化工股份有限公司

(2) 持分法を適用していない非連結子会社及び関連会社の名称等

該当事項はありません。

(3) 持分法の適用の手続について特に記載すべき事項

持分法適用会社のうち、決算日が連結決算日と異なる会社については、各社の直近の事業年度に係る計算書類を使用しております。

### 3. 会計方針に関する事項

(1) 重要な資産の評価基準及び評価方法

① 有価証券の評価基準及び評価方法

その他有価証券：時価のあるものは決算期末日の市場価格等に基づく時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は総平均法により算定）  
時価のないものは総平均法による原価法  
なお、投資事業有限責任組合及びそれに類する組合への出資（金融商品取引法第2条第2項により有価証券とみなされるもの）については、組合契約に規定される決算報告日に応じて入手可能な最近の決算書を基礎として、持分相当額を取り込む方法によっております。

② たな卸資産の評価基準及び評価方法

評価基準は原価法（収益性の低下による簿価切下げの方法）によっております。

製品・商品・仕掛品：主として総平均法

原材料：主として総平均法

貯蔵品・容器（原材料）：主として最終仕入原価法

(2) 重要な減価償却資産の減価償却の方法

有形固定資産：建物（建物附属設備は除く）

① 1998年3月31日以前に取得したもの  
主として旧定率法

② 1998年4月1日から2007年3月31日までに取得したもの  
主として旧定額法

③ 2007年4月1日以後に取得したもの  
主として定額法

建物附属設備、構築物

- ① 2007年3月31日以前に取得したもの  
主として旧定率法
- ② 2007年4月1日以後に取得したもの  
主として定率法
- ③ 2016年4月1日以後に取得したもの  
主として定額法

機械装置

- ① 2007年3月31日以前に取得したもの  
主として旧定額法
- ② 2007年4月1日以後に取得したもの  
主として定額法

車両運搬具、工具、器具及び備品

- ① 2007年3月31日以前に取得したもの  
主として旧定率法
- ② 2007年4月1日以後に取得したもの  
主として定率法

リース資産

所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産  
リース期間定額法

なお、主な耐用年数は次のとおりであります。

建物及び構築物	10～50年
機械装置	8年
工具、器具及び備品	4～10年
リース資産	6年

無形固定資産：定額法

ただし、ソフトウェア（自社利用分）については、社内における利用可能期間（5年）に基づく定額法

(3) 重要な引当金の計上基準

① 貸倒引当金

債権の貸倒損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等の特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。

② 賞与引当金

従業員の賞与の支払に充てるため、支給見込額に基づき計上しております。

(4) その他連結計算書類の作成のための重要な事項

① 連結子会社の事業年度等に関する事項

連結子会社である株式会社マツモトユシ・インドネシアの決算日は12月31日であり、連結決算日との差は3ヶ月以内であるため、当該連結子会社の事業年度に係る計算書類を使用して連結を行っております。ただし、連結決算日との間に生じた重要な取引については、連結上必要な調整を行っております。

② 退職給付に係る会計処理の方法

退職給付に係る負債の計上基準

退職給付に係る負債は、従業員の退職給付に備えるため、当連結会計年度末における見込額に基づき、退職給付債務から年金資産の額を控除した額を計上しております。

#### 退職給付見込額の期間帰属方法

退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当連結会計年度末までの期間に帰属させる方法については、期間定額基準によっております。

#### 数理計算上の差異及び過去勤務費用の費用処理方法

数理計算上の差異は、発生の翌連結会計年度から定額法により5年間で費用処理しております。

過去勤務費用は、その発生時の連結会計年度で一括して費用処理しております。

#### ③ 外貨建資産及び負債の本邦通貨への換算基準

外貨建金銭債権債務は、連結決算日の直物が替相場により円貨に換算し、換算差額は損益として処理しております。なお、在外子会社の資産、負債、収益及び費用は、決算日の直物が替相場により円貨に換算し、換算差額は純資産の部における為替換算調整勘定及び非支配株主持分に含めて計上しております。

#### ④ 消費税等の会計処理

消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式により処理しております。

#### (表示方法の変更)

- ・「会計上の見積りの開示に関する会計基準」の適用に伴う変更

「会計上の見積りの開示に関する会計基準」(企業会計基準第31号 2020年3月31日)を当連結会計年度から適用し、連結注記表に(会計上の見積りに関する注記)を記載しております。

#### (会計上の見積りに関する注記)

会計上の見積りにより当連結会計年度に係る連結計算書類にその額を計上した項目であって、翌連結会計年度に係る連結計算書類に重要な影響を及ぼす可能性があるものは、次のとおりです。

#### 1. 繰延税金資産1百万円及び繰延税金負債91百万円

将来の課税所得見込額と実行可能なタックス・プランニングを基に、将来の税金負担額を軽減する効果を有すると考えられる範囲で繰延税金資産及び繰延税金負債を計上しております。

将来の課税所得見込額はその時の経営環境等により変動するため、課税所得の見積りに影響を与える要因が発生した場合は、当社グループの繰延税金資産や繰延税金負債の金額に重要な影響を及ぼす可能性があります。

#### 2. 投資有価証券(非上場株式) 891百万円

時価を把握することが極めて困難と認められる非上場株式について、投資先の財政状態の悪化により実質価額が著しく低下した場合、回復可能性を判断した上で、評価額の切り下げの要否を決定しております。

将来において投資先の業績が著しく低下し、投資有価証券の評価額の切り下げを行うこととなった場合、翌期以降の当社グループの業績に重要な影響を及ぼす可能性があります。

#### (連結貸借対照表に関する注記)

- |   |           |
|---|-----------|
| 1. 有形固定資産の減価償却累計額   | 18,025百万円 |
| 2. 担保受入金融資産   |           |
| 売掛債権の担保として受け入れている自由処分権のある有価証券の時価は223百万円であります。                                   |           |
| 3. 国庫補助金による圧縮記帳額は、建物及び構築物37百万円、機械装置及び運搬具186百万円であり、連結貸借対照表計上額は、この圧縮記帳額を控除しております。 |           |

#### (連結株主資本等変動計算書に関する注記)

- |                             |            |
|-----------------------------|------------|
| 1. 当連結会計年度末における発行済株式の種類及び総数 |            |
| 普通株式                        | 4,512,651株 |

## 2. 配当に関する事項

### (1) 配当金支払額

決議	株式の種類	配当金の総額 (百万円)	1株当たり 配当額(円)	基準日	効力発生日
2020年6月26日 定時株主総会	普通株式	970	300	2020年 3月31日	2020年 6月29日

(2) 基準日が当連結会計年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌連結会計年度となるもの

決議	株式の種類	配当の原資	配当金の 総額 (百万円)	1株当たり 配当額(円)	基準日	効力発生日
2021年6月29日 定時株主総会	普通株式	利益剰余金	970	300	2021年 3月31日	2021年 6月30日

### (金融商品に関する注記)

#### 1. 金融商品の状況に関する事項

##### (1) 金融商品に対する取組方針

当社グループは、資金運用については原則として資産の保全を目的とし、安全性の高いものに限って行うものとしております。

必要に応じてデリバティブ取引等を行う場合は、取締役会の承認を得るものとしております。

##### (2) 金融商品の内容及びリスク

営業債権である受取手形及び売掛金は、顧客の信用リスクに晒されています。また、海外展開に伴う外貨建の営業債権は為替の変動リスクに晒されています。

有価証券及び投資有価証券は、主に株式、債券、投資信託、投資事業組合出資であり、純投資目的及び政策投資目的で保有しております。これらは、それぞれ市場価格の変動リスク及び発行体の信用リスクに晒されています。

営業債務である買掛金は、6ヶ月以内の支払期日となっております。また、その一部には、原料等の輸入に伴う外貨建のものがあり、為替の変動リスクに晒されていますが、恒常的に同じ外貨建の売掛金残高の範囲内にあります。

##### (3) 金融商品に係るリスク管理体制

###### ① 信用リスク（取引先の契約不履行に係るリスク）の管理

営業債権に関しては、営業部門が取引先ごとに期日管理及び残高管理を毎月行うとともに、回収遅延のおそれのあるときは関係部門と連絡を取り、速やかに適切な処理を取るようしております。

金融商品は、金融商品並びに為替管理規程に従い、取締役会の承認を得た安全性の高いものを対象としています。

当期の連結決算日現在における最大信用リスク額は、信用リスクに晒される金融資産の貸借対照表価額により表されています。

###### ② 市場リスク（為替や金利等の変動リスク）の管理

株式は、定期的に時価や発行体企業の財務状況を把握しております。また、債券、投資信託、投資事業組合出資については、継続的なモニタリングを通して管理しております。

###### ③ 資金調達に係る流動性リスク（支払期日に支払いを実行できなくなるリスク）の管理

営業債務は、手元流動性を高水準に保つことにより流動性リスクを回避しております。



(4) 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価には、市場価格に基づく時価のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価格が含まれております。当該価格の算定においては変動要因を織り込んでいるため、異なる前提条件等を採用することにより、当該価額が変動することもあります。

2. 金融商品の時価等に関する事項

2021年3月31日（当期の連結決算日）における連結貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。

(単位：百万円)

	連結貸借対照表 計上額（*1）	時価（*1）	差額
(1) 現金及び預金	36,558	36,558	—
(2) 受取手形及び売掛金	8,214	8,214	—
(3) 電子記録債権	200	200	—
(4) 有価証券及び投資有価証券 その他有価証券	9,191	9,191	—
(5) 買掛金	(6,666)	(6,666)	—

(\*1) 負債に計上されているものについては、( ) で示しております。

(注1) 金融商品の時価の算定方法並びに有価証券に関する事項

(1) 現金及び預金 (2) 受取手形及び売掛金 (3) 電子記録債権

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

(4) 有価証券及び投資有価証券

これらの時価について、株式等は取引所の価格によっております。債券は、取引所の価格又は取引金融機関から提示された価格によっております。

(5) 買掛金

短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

(注2) 関係会社株式、非上場株式及び出資金（連結貸借対照表計上額2,646百万円）は、市場価格がなく、かつ将来キャッシュ・フローを見積ることなどができず、時価を把握することが極めて困難と認められるため「(4) 有価証券及び投資有価証券 その他有価証券」には含めておりません。

(1株当たり情報に関する注記)

1株当たり純資産額	17,986円18銭
1株当たり当期純利益	1,060円99銭

# 貸借対照表

(2021年3月31日現在)

(単位：百万円)

資 産 の 部		負 債 の 部	
<b>流動資産</b>	52,714	<b>流動負債</b>	9,068
現金及び預金	36,387	買掛金	6,685
受取手形	337	リース債務	2
電子記録債権	200	未払金	1,272
売掛金	7,828	未払法人税等	712
有価証券	3,928	賞与引当金	321
商品及び製品	1,782	その他の	73
仕掛品	517	<b>固定負債</b>	1,279
原材料	836	退職給付引当金	1,002
貯蔵品	51	リース債務	7
その他	843	資産除去債務	110
		繰延税金負債	91
		その他の	66
<b>固定資産</b>	14,420	<b>負債合計</b>	10,347
<b>有形固定資産</b>	6,697	<b>純資産の部</b>	
建物	1,913	<b>株主資本</b>	55,280
構築物	927	資本金	6,090
機械装置	3,177	資本剰余金	6,518
車両運搬具	24	資本準備金	737
工具、器具及び備品	125	その他資本剰余金	5,780
土地	512	<b>利益剰余金</b>	49,995
リース資産	9	利益準備金	785
建設仮勘定	5	その他利益剰余金	49,210
<b>無形固定資産</b>	42	退職給与積立金	300
ソフトウェア	34	別途積立金	24,800
その他	7	繰越利益剰余金	24,110
<b>投資その他の資産</b>	7,680	<b>自己株式</b>	△7,322
投資有価証券	6,416	評価・換算差額等	1,506
関係会社株式	394	その他有価証券	
保険積立金	631	評価差額金	1,506
その他	243		
貸倒引当金	△6	<b>純資産合計</b>	56,787
<b>資産合計</b>	67,134	<b>負債及び純資産合計</b>	67,134

# 損 益 計 算 書

〔 2020年4月1日から  
2021年3月31日まで 〕

(単位：百万円)

科 目	内 訳 金 額	金 額
売 上 高		29,312
売 上 原 価		21,807
売 上 総 利 益		7,505
販 売 費 及 び 一 般 管 理 費		3,608
営 業 利 益		3,896
営 業 外 収 益		
受 取 利 息	15	
受 取 配 当 金	196	
為 替 差 益	334	
助 成 金 収 入	103	
そ の 他	147	798
営 業 外 費 用		
支 払 利 息	0	
そ の 他	13	13
経 常 利 益		4,681
特 別 利 益		
固 定 資 産 売 却 益	0	
補 助 金 収 入	190	191
特 別 損 失		
固 定 資 産 除 却 損	10	
固 定 資 産 圧 縮 損	187	198
税 引 前 当 期 純 利 益		4,675
法 人 税、住 民 税 及 び 事 業 税	1,369	
法 人 税 等 調 整 額	△22	1,346
当 期 純 利 益		3,328

# 株主資本等変動計算書

[ 2020年4月1日から  
2021年3月31日まで ]

(単位：百万円)

	株 主 資 本			
	資 本 金	資 本 剰 余 金		
		資 本 準 備 金	そ の 他 資 本 剰 余 金	資 本 剰 余 金 合 計
当 期 首 残 高	6,090	737	5,780	6,518
当 期 変 動 額				
剰 余 金 の 配 当				
当 期 純 利 益				
自 己 株 式 の 取 得				
株主資本以外の項目の当期変動額(純額)				
当 期 変 動 額 合 計	—	—	—	—
当 期 末 残 高	6,090	737	5,780	6,518

(単位：百万円)

	株 主 資 本				
	利 益 準 備 金	利 益 剰 余 金			利 益 剰 余 金 合 計
		そ の 他 利 益 剰 余 金			
		退 職 給 与 金 積 立 金	別 途 積 立 金	繰 越 利 益 剰 余 金	
当 期 首 残 高	785	300	24,800	21,752	47,637
当 期 変 動 額					
剰 余 金 の 配 当				△970	△970
当 期 純 利 益				3,328	3,328
自 己 株 式 の 取 得					
株主資本以外の項目の当期変動額(純額)					
当 期 変 動 額 合 計	—	—	—	2,357	2,357
当 期 末 残 高	785	300	24,800	24,110	49,995

(単位：百万円)

	株 主 資 本		評 価 ・ 換 算 差 額 等		純 資 産 合 計
	自 己 株 式	株 主 資 本 合 計	そ の 他 有 価 証 券 評 価 差 額 金	評 価 ・ 換 算 差 額 等 合 計	
当 期 首 残 高	△7,321	52,924	650	650	53,574
当 期 変 動 額					
剰 余 金 の 配 当		△970			△970
当 期 純 利 益		3,328			3,328
自 己 株 式 の 取 得	△1	△1			△1
株主資本以外の項目の当期変動額(純額)			856	856	856
当 期 変 動 額 合 計	△1	2,356	856	856	3,212
当 期 末 残 高	△7,322	55,280	1,506	1,506	56,787

## 個別注記表

(重要な会計方針に係る事項に関する注記)

### 1. 資産の評価基準及び評価方法

#### (1) 有価証券の評価基準及び評価方法

子会社株式及び関連会社株式：総平均法による原価法

その他有価証券：時価のあるものは決算期末日の市場価格等に基づく時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は総平均法により算定）

時価のないものは総平均法による原価法

なお、投資事業有限責任組合及びそれに類する組合への出資（金融商品取引法第2条第2項により有価証券とみなされるもの）については、組合契約に規定される決算報告日に応じて入手可能な最近の決算書を基礎として、持分相当額を取り込む方法によっております。

#### (2) たな卸資産の評価基準及び評価方法

評価基準は原価法（収益性の低下による簿価切下げの方法）によっております。

製品・商品・仕掛品：総平均法

原材料：総平均法

貯蔵品・容器（原材料）：最終仕入原価法

### 2. 固定資産の減価償却の方法

#### (1) 有形固定資産：建物（建物附属設備は除く）

① 1998年3月31日以前に取得したものの

旧定率法

② 1998年4月1日から2007年3月31日までに取得したものの

旧定額法

③ 2007年4月1日以後に取得したものの

定額法

建物附属設備、構築物

① 2007年3月31日以前に取得したものの

旧定率法

② 2007年4月1日以後に取得したものの

定率法

③ 2016年4月1日以後に取得したものの

定額法

機械装置

① 2007年3月31日以前に取得したものの

旧定額法

② 2007年4月1日以降に取得したものの

定額法

車両運搬具、工具、器具及び備品

① 2007年3月31日以前に取得したものの

旧定率法

② 2007年4月1日以後に取得したものの

定率法

リース資産

所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産

リース期間定額法

なお、主な耐用年数は次のとおりであります。

建物及び構築物 10～50年

機械装置 8年

工具、器具及び備品 4～10年

リース資産 6年

- (2) 無形固定資産：定額法  
ただし、ソフトウェア（自社利用分）については、社内における利用可能期間（5年）に基づく定額法

### 3. 引当金の計上基準

#### (1) 貸倒引当金

債権の貸倒損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等の特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。

#### (2) 賞与引当金

従業員の賞与の支払に充てるため、支給見込額に基づき計上しております。

#### (3) 退職給付引当金

・従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき計上しております。

退職給付引当金及び退職給付費用の処理方法は以下のとおりです。

##### ① 退職給付見込額の期間帰属方法

退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当事業年度末までの期間に帰属させる方法については、期間定額基準によっております。

##### ② 数理計算上の差異及び過去勤務費用の費用処理方法

数理計算上の差異は、発生の翌事業年度から定額法により5年間で費用処理しております。

過去勤務費用はその発生時の事業年度で一括して費用処理しております。

・未認識数理計算上の差異及び未認識過去勤務費用の貸借対照表における取扱いが連結貸借対照表と異なります。

### 4. その他計算書類の作成のための基本となる重要な事項

#### (1) 外貨建の資産及び負債の本邦通貨への換算基準

外貨建金銭債権債務は、決算日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は損益として処理しております。

#### (2) 消費税等の会計処理

消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式により処理しております。

#### (表示方法の変更)

・「会計上の見積りの開示に関する会計基準」の適用に伴う変更

「会計上の見積りの開示に関する会計基準」（企業会計基準第31号 2020年3月31日）を当事業年度から適用し、個別注記表に（会計上の見積りに関する注記）を記載しております。

#### (会計上の見積りに関する注記)

会計上の見積りにより当事業年度に係る計算書類にその額を計上した項目であって、翌事業年度に係る計算書類に重要な影響を及ぼす可能性があるものは、次のとおりです。

#### 1. 繰延税金負債91百万円

将来の課税所得見込額と実行可能なタックス・プランニングを基に、将来の税金負担額を軽減する効果を有すると思われる範囲で繰延税金資産及び繰延税金負債を計上しております。

将来の課税所得見込額はその時の経営環境等により変動するため、課税所得の見積りに影響を与える要因が発生した場合は、当社の繰延税金資産や繰延税金負債の金額に重要な影響を及ぼす可能性があります。

#### 2. 投資有価証券（非上場株式）891百万円

時価を把握することが極めて困難と認められる非上場株式について、投資先の財政状態の悪化により実質価額が著しく低下した場合、回復可能性を判断した上で、評価額の切り下げの可否を決定しております。

将来において投資先の業績が著しく低下し、投資有価証券の評価額の切り下げを行うこととなった場合、翌期以降の当社の業績に重要な影響を及ぼす可能性があります。

## (貸借対照表に関する注記)

1. 有形固定資産の減価償却累計額 17,873百万円
2. 担保受入金融資産  
売掛債権の担保として受け入れている自由処分権のある有価証券の時価は223百万円であります。
3. 関係会社に対する金銭債権及び金銭債務(区分表示したものを除く)  
短期金銭債権 2,055百万円  
短期金銭債務 794百万円  
長期金銭債務 16百万円
4. 国庫補助金による圧縮記帳額は、建物37百万円、機械装置186百万円であり、貸借対照表計上額は、この圧縮記帳額を控除しております。

## (損益計算書に関する注記)

関係会社との取引高	
営業取引による取引高	
売上高	4,155百万円
仕入高	1,647百万円
販売費及び一般管理費	94百万円
営業取引以外の取引による取引高	134百万円

## (株主資本等変動計算書に関する注記)

当事業年度末における自己株式数	
普通株式	1,276,779株

## (税効果会計に関する注記)

繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳	
繰延税金資産	
退職給付引当金	307百万円
賞与引当金	98百万円
その他有価証券評価差額金	66百万円
未払事業税	51百万円
ゴルフ会員権評価損	41百万円
減価償却超過額	25百万円
投資有価証券評価損	20百万円
未払社会保険料	11百万円
その他	17百万円
繰延税金資産合計	<u>639百万円</u>
繰延税金負債	
その他有価証券評価差額金	731百万円
繰延税金負債合計	<u>731百万円</u>
繰延税金負債純額	91百万円

## (関連当事者との取引に関する注記)

子会社及び関連会社等

(単位：百万円)

種類	会社等の名称	議決権等の 所有割合	関連当事者 との関係	取引の 内容	取引金額	科目	期末残高
関連 会社	日本クエーカー・ ケミカル株式会社	所有 50% 間接 —	当社製品の販売 原材料の購入 役員の兼任	売上(注)1	3,914	売掛金	1,880
				仕入(注)2	1,628	買掛金	792

取引条件及び取引条件の決定方針等

(注) 1. 売上：製品の販売単価は、製品製造原価に管理費を加算した金額により毎期価格交渉の上決定しております。

(注) 2. 仕入：原材料の購入単価は、市場価格に基づいた価格交渉の上決定しております。

## (1株当たり情報に関する注記)

1株当たり純資産額	17,549円29銭
1株当たり当期純利益	1,028円50銭

## 株 主 メ モ

事業年度	毎年4月1日から翌年3月31日まで
定時株主総会	6月下旬
単元株式数	100株
基準日	3月31日 その他必要がある場合は、あらかじめ公告して定める日
株主名簿管理人 及び特別口座の 口座管理機関	三井住友信託銀行株式会社
株主名簿管理人 事務取扱場所	大阪市中央区北浜四丁目5番33号 三井住友信託銀行株式会社 証券代行部
(郵便物送付先)	〒168-0063 東京都杉並区和泉二丁目8番4号 三井住友信託銀行株式会社 証券代行部
(電話照会先)	☎ 0120-782-031 受付時間 9:00~17:00 (土日休日を除く)
(インターネット) (ホームページ) (U R L)	<a href="https://www.smtb.jp/personal/agency/index.html">https://www.smtb.jp/personal/agency/index.html</a>
公告方法	当会社の公告は電子公告とする。ただし、事故その他やむを得ない事由によって電子公告による公告をすることができない場合は、大阪市において発行する日本経済新聞に掲載してこれを行う。 電子公告掲載URL <a href="http://www.mtmtys.co.jp/">http://www.mtmtys.co.jp/</a>
上場証券取引所	東京証券取引所 (JASDAQ市場)

### ※ご注意

#### 【株式に関する住所変更等のお届出及びご照会について】

証券会社に口座を開設されている株主様は、住所変更等のお届出及び照会は、口座のある証券会社宛にお願いいたします。証券会社に口座を開設されていない株主様は、上記の電話照会先にご連絡ください。

#### 【特別口座について】

株券電子化前に「ほふり」(株式会社証券保管振替機構)を利用されていなかった株主様には、株主名簿管理人である上記の三井住友信託銀行株式会社に口座(特別口座といえます。)を開設いたしました。特別口座についてのご照会及び住所変更等のお届出は、上記の電話照会先をお願いいたします。